

# 「飲食料品製造業」における特定技能人材ご活用に関する御案内



## 「特定技能人材」とは？

2019年4月から受入れが開始しました特定技能制度は、国内人材の確保が困難な状況にある各産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人人材の受け入れを目的とした制度です。



## 技能実習制度との違いは？

一般的に「技能実習」と間違われやすい「特定技能」制度ですが、活動内容や転職の有無などの様々な違いがございます。その中でも一番大きな違いとして、根本にある制度の目的があり、「技能移転による国際貢献」を目的に掲げる技能実習制度とは違い、特定技能制度は労働力としての確保として掲げている制度となっております。



## 飲食料品製造業の人手不足問題について

その名の通り、加工食品・飲料水等を製造する産業である飲食料品製造業ですが、経済社会の変化による国内需要が高い分野であり、比較的安定して日本の雇用と生産を支えている産業として重要な役割を果たしています。一方で、その人材不足は深刻であり、農水省の有効求人倍率の増減によれば、その有効求人倍率は全国で2倍以上となっております（全国的に1人の求職者に対して2人以上の求人があり、地域によっては4、5人の求人がある状況）。



## 特定技能「飲食料品製造業」の受入れ見込み数

出入国在留管理庁によりますと、特定技能「飲食料品製造業」分野において、向こう5年間、13万9,000人の受入れを見込んでおります。



## 「飲食料品製造」において特定技能人材に任せられる業務は？

特定技能「飲食料品製造業」で外国人人材が従事できる業務は、主に以下の7つで、

- ① 食料品製造業
  - ② 清涼飲料製造業
  - ③ 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
  - ④ 製氷業
  - ⑤ 菓子小売業（製造小売）
  - ⑥ パン小売業（製造小売）
  - ⑦ 豆腐・かまぼこ等加工品食品小売業
- うち、①食品製造業に関しては、さらに細かく11分野に分けられています。



## 弊社を通しての飲食料品製造業における特定技能人材の御活用をご検討ください。

特定技能人材は派遣の雇用ではなく、直雇用の人材となります。そのため、外国人専門の人材紹介会社・支援機関を介しての採用・活用をされるのが定石となっております。

弊社では、日本語レベルが高く、コミュニケーション能力に長けた外国人人材の紹介が可能であり、長年の外国人材派遣のサポートで培った経験とノウハウがございますため、受け入れに不安がある場合でも安心してご依頼いただける自信がございます。ご紹介後の支援も充実していますので、まずは一度でもお話をさせていただければと存じます。



## より詳細な制度情報、動向についてのご案内。

詳細情報に関しまして、農林水産省よりアナウンスされております。

【飲食料品製造業分野における外国人材の受入れ拡大について】

【<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html>】

をご参照いただけますと、幸いです。

